

## 投票用紙等の請求に関わる手引き

担当課係名：館山市選挙管理委員会

電 話：0470(22)3523

- 1 この請求書兼宣誓書は  
選挙期日に投票所で投票できない見込みの方が、**不在者投票**を行うために投票用紙等を請求するためのものです。
  
- 2 投票できるのは  
選挙人名簿に登録されている方で、宣誓書の不在者投票事由の1～3，5により、選挙日当日投票所で投票できない見込の方です。
  
- 3 投票できる期間は  
公示（告示）日の翌日から投票日の前日まで（以下「期間中」）
  
- 4 投票をするうえでの注意点（**館山市選挙人名簿に登録されていることが前提です**）
  - ・ **館山市選挙管理委員会**に郵便等で投票用紙等の請求をします。（**ファックスやEメールでの請求は受け付けられません。**）
  - ・ 投票用紙等は**公示（告示）日の前日から郵送できますので、早めに請求してください。**
  - ・ 投票用紙等が郵送されてきたら、それを都合のよい（滞在先の）選挙管理委員会に持参し投票をします。なお、**開封してはいけない封筒も同封されていますので、注意文をよく読み、投票する選挙管理委員会にご持参ください。**
  - ・ 投票をした選挙管理委員会が、**館山市選挙管理委員会**に投票を郵送します。この郵送した投票が、投票日の午後8時までに**館山市選挙管理委員会（投票箱）**に届かなければなりません。**早めに投票してください。**
  
- 5 その他  
請求書上段の、**氏名は、パソコン等で入力せずに必ず請求者ご自身が書いてください。**